

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 01

1 基本情報

施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	01 市民一人ひとりの人権と個性を尊重し、多様性を互いに認めあう社会の実現に努めます。
主担当局	総合政策局		

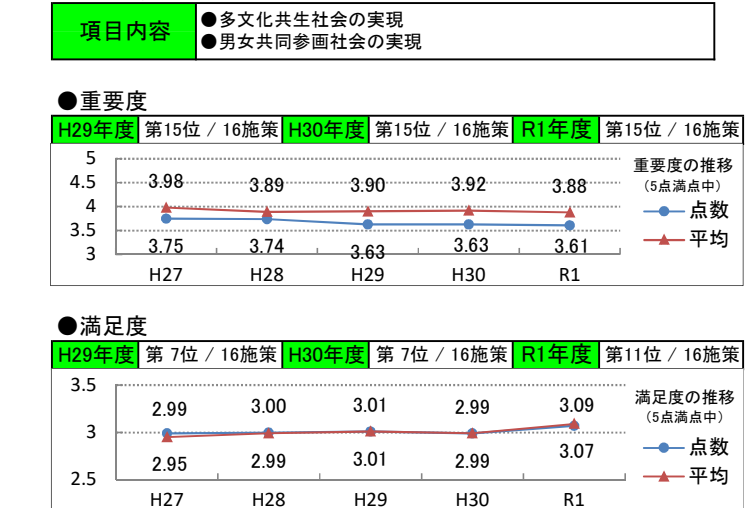
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 市民意識調査の「自分と異なる人も受け入れたい」と回答した割合	↑	90.0	%	—	—	—	75.3	74.2	80.1	81.1		90.1%
B 市民意識調査の「男は仕事、女は家事・育児」という考えに不同意の割合	↑	80.0	%	64.3	68.0	69.0	69.3	69.4	72.8	70.8		88.5%
C 審議会等の女性の委員割合	↑	40.0	%	36.9	36.7	38.8	37.3	38.1	37.1	36.6		91.5%
D 市の課長級以上の女性の管理職割合	↑	15.0	%	6.4	7.3	7.6	8.9	9.6	10.8	11.1		74.0%
E 語り部事業アンケートにおける「平和の大切さ」「語り継ぐ大切さ」を感じた回答割合	↑	100	%	97.1	100	97.6	98.8	98.7	99.4	99.3		99.3%

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	多文化共生社会推進事業
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	
行政が取り組んでいくこと	■多文化共生社会の実現
【多文化共生の取組】	(目的)「尼崎市国際化基本方針」の理念を踏まえた「尼崎市人権教育・啓発推進基本計画」に基づき、お互いの生活や文化を理解し、外国籍住民が安心して快適に生活や行動ができるよう、ともに生きる多文化共生社会の推進に向けた取組を進める。 (成果)①「外国籍住民聞き取りアンケート」(97人)及び「外国籍住民わいわいトーク」(5人)を実施し、ごみの出し方、災害時等の情報収集や友達が欲しいことなど言語や文化の違いから生活に関する情報収集や地域住民との交流に関して課題があることが分かった。(目標指標A) ②生涯学習プラザ等で実施している日本語教室で学びたい外国籍住民が増加していることから、尼崎市国際交流協会と地域総合センター今北と共催で、日本語教室及びボランティア養成講座を新たに実施した。 ③出入国管理及び難民認定法(入管法)の改正に伴い今後益々外国籍住民の増加(11,108人(H30.4)、11,468人(H31.4)、11,962人(R2.4))が見込まれることから、これまでの国際化の視点のみならず多文化共生に視点を置いた「多文化共生に係る庁内連携会議」を新たに設置し、現在の取組状況と、これまで以上に各課が連携して多文化共生施策に取り組む必要がある旨を共有した。 (課題)①外国籍住民が行政へ相談しやすい環境を整備し、ニーズの把握を行うとともに、外国籍住民同士及び外国籍住民と日本人とが交流する場づくりが必要である。 ②日本語を学びたい外国籍住民の国籍、日本語能力等が多様化しており、日本語ボランティアのスキルアップが望まれる。 ③効果的に多文化共生施策を推進するには、関係部局間及び関係機関との連携強化が必要である。
【平和への取組】	(目的)平和の尊さや大切さについて啓発を行い、人権意識の高揚を図る。 (成果)④北朝鮮による日本人拉致問題啓発アニメ「めぐみ」の上映、啓発パネルの展示及び特定失踪者家族会事務局長を講師に、講演会を実施するなど、北朝鮮拉致問題に関する啓発を行った。その他地域総合センターや生涯学習プラザ等においても平和について学ぶ講演会などの取組を行った。 (課題)④今後も北朝鮮拉致問題を含め、平和への意識を高める必要がある。
【民族教育を選択する自由の支援】	(目的)多文化共生の観点から民族教育を選択する自由の支援や教育における保護者の経済的負担の軽減を図るため、国において必要な措置がとられるまでの間、市が補完的な措置として補助を行う。 (成果)⑤県に対して前年度に引き続き、他の外国人学校と同等の助成をするように要望した。
行政が取り組んでいくこと	■男女共同参画社会の実現
【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】	(目的)「男女共同参画計画」及び「DV対策基本計画」に基づき、男女共同参画社会づくりを効果的に推進する啓発事業等を推進する。 (成果)⑥DVについては、児童虐待と密接に関係していることから、関係する職員がDVと児童虐待について理解と知識を深める研修を実施したほか、女性センター、配偶者暴力相談支援センター、保健・福祉職員が連携を密にした被害者支援を行えるよう具体的相談事例を踏まえた意見交換を行った。 ⑦女性センターの令和2年度から5年間の指定管理者の選定にあたり、制度導入以降、効率性を重視し据え置いてきた指定管理料を市の政策の一端を担う施設として求められる専門性や事業について精査し、仕様書の見直しと指定管理料の設定を行った。(目標指標B) ⑧男女共同参画推進員が持つ知識を共有し、さらなる活動の場につなげられるよう勉強会を実施したほか、推進員からの性的マイノリティに関する啓発物を作成したいとの意見をもとに啓発イラストを作成し、パートナーシップ宣誓制度リーフレットに掲載し、広く啓発を図った。 ⑨雇用対策協定に基づき、「性的マイノリティも働きやすい職場づくり～多様な人材の活用について～」をテーマに「ワーク・ライフ・バランスセミナー」をハローワークと共催で実施したことにより、約200社への企業啓発を行うことができた。(目標指標B) ⑩経済団体等と平成31年3月に締結した「女性活躍推進五者連携協定」に基づき、尼崎市男女共同参画認定事業者への研修をひょうご仕事とくらしサポートセンター阪神事務所と共催で実施したほか、啓発事業の情報発信において連携を図った。(目標指標D) (課題) ⑥～⑩令和3、4年度に「第4次男女共同参画計画」、「第3次DV対策基本計画」を策定することから、実効性のある計画となるよう現状分析を行い、時宜を捉えた課題を洗い出す必要がある。 ⑦女性センターの事業を実施するにあたっては、市との協働の視点を意識するとともに、指定管理者のモニタリング評価について、政策の一端を担う施設としての評価が適切に行われるよう、その方法について検討が必要である。

6 評価結果

令和2年度の取組	
【多文化共生の取組】	①行政窓口の多言語対応策として電話通訳・テレビ通訳を導入し、外国籍住民のニーズを把握するとともに、新型コロナウイルス感染症に関する外国籍住民からの相談対応に活用する。 ①外国籍住民が交流できる場づくりや、市民を対象に「やさしい日本語講座」を実施する。 ①新型コロナウイルス感染症の情報など必要な情報が外国籍住民に届くよう、やさしい日本語の活用や、関係部局間で連携を行い可能な限り多言語での情報発信に努める。 ②日本語ボランティアを対象に指導方法や外国籍住民への接し方等についてスキルアップするための講座を実施する。 ③多文化共生の必要性や意義について全庁的な啓発を実施し、連携強化を図るとともに、事業実施にあたっては、尼崎市国際交流協会等関係団体との連携を図る。
【平和への取組】	④北朝鮮拉致問題をはじめ様々な平和事業を実施し、平和の尊さや大切さについての啓発に取り組む。
【男女共同参画社会づくりを効果的に推進する取組】	⑥～⑩令和3、4年度に策定予定の「第4次男女共同参画計画」、「第3次DV対策基本計画」及び今後の施策展開の基礎資料とするため、男女共同参画に関する市民意識調査を実施する。 ⑦女性センターにおいて、社会情勢や市の方針等を踏まえた事業展開が図れるよう、市と指定管理者とで情報共有や意見交換を密に行い、関係機関等との連携を促進する。また、モニタリング評価を行うにあたり、第三者評価の導入に取り組む。 ⑦新型コロナウイルス感染症拡大に伴う心理的な負担が増す中、女性の不安や悩みに対応した心のケア電話相談を実施するとともに、感染拡大予防の観点からWebを活用した事業実施に取り組む。
主要事業の提案につながる項目	
【多文化共生の取組】	①外国籍住民のニーズの把握も視野に入れ、外国籍住民が定期的に集える居場所作り事業を実施する。

・新型コロナウイルス感染症の影響下において改めて顕在化した人権問題について、関係団体と連携を図りながら取り組んでいく。

・外国籍住民への情報発信や支援手法については、新型コロナウイルス感染症の影響も踏まえた実態把握に努める中で、支援策を検討していく。

・日本語教育の実施にあたっては、国際交流協会等と連携を図るとともに、特に労働者への対策については関係部局が連携し、支援策を検討していく。

令和2年度 施策評価表(令和元年度決算評価)

施策名: 人権尊重・多文化共生
 施策番号: 05 - 02

1 基本情報

施策名	05 人権尊重・多文化共生	展開方向	02 人権教育や啓発活動を推進し、市民が「学び・気づき・行動する」環境をつくります。
主担当局	総合政策局		

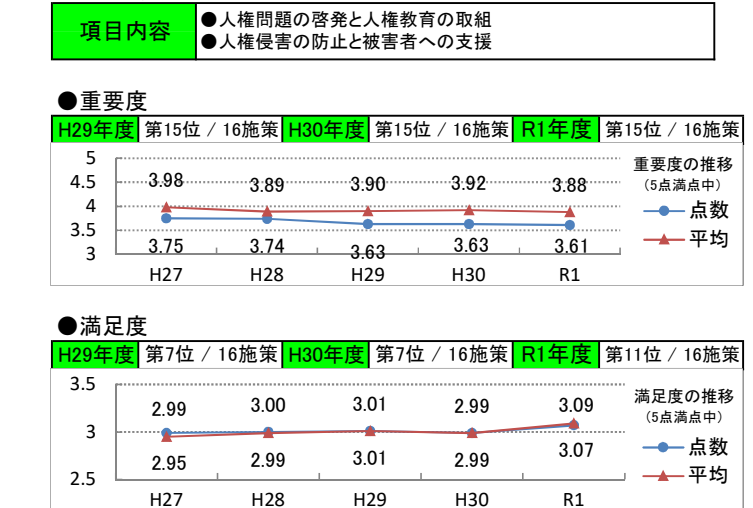
2 目標指標

指標名	方向	目標値 (R4)		実績値							進捗率 (R1)	
				H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1		R2~R4
A 市民意識調査の「人権を身近な問題として感じている」と回答した割合	↑	60.0	%	—	—	—	43.7	44.7	45.8	45.5		75.8%
B 市民意識調査の「人権問題がある」「人権問題の可能性はある」と回答した割合	↓	30.0	%	46.2	46.8	40.0	43.8	42.1	41.9	40.3		74.4%
C 人権啓発推進員の活動回数	↑	684	回	714	812	521	404	416	340	383		56.0%
D 啓発事業への参加者数	↑	400	人	298	303	306	301	185	276	282		70.5%
E 差別落書き件数	↓	0	件	26	2	2	1	2	1	1		—

3 主要事業一覧

令和2年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和元年度(平成31年度) 主要事業名	
1	地域総合センター整備事業
2	
3	
4	
5	
平成30年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	

4 市民意識調査(市民評価)



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和元年度実施内容を記載)	総合戦略	
<p>行政が取り組んでいくこと ■人権問題の啓発と人権教育の取組</p> <p>【人権啓発事業】 (目的)人権教育・啓発推進基本計画に基づき、様々な人権問題について、人権問題の正しい理解と認識を深める。また、地域総合センターにおいては、市民相互の交流の促進及び人権意識の普及高揚を図るための拠点施設とする。 (成果)①尼崎市人権教育・啓発推進懇話会での意見聴取や市民意見聴取プロセスを経て人権尊重の基本理念を示す「人権文化いきづまづくり条例」を制定した。また、条例の中で人権文化いきづまづくり計画(人権教育・啓発推進基本計画の次期計画となる)の策定について規定した。(目標指標A・B) ②部落差別や今日的な様々な人権問題について、「じんけんスタディツアー」や「じんけんを考える市民のつどい」、各地域総合センターや生涯学習プラザ等で講演会などを実施し、人権意識の高揚を図った。地域総合センター上ノ島の本館・分館の機能を統合し1館集約を図るための実施設計を行った。地域総合センターの令和2年度からの次期指定管理者の選定にあたっては、市の政策の一端を担う施設として、官民協働の視点からも民間ノウハウをさらに発揮できるよう指定管理料を設定するとともに、人権啓発のための必要な事業についても精査し仕様書の見直しを行った。(目標指標D) ③地域に身近な啓発リーダーとして人権啓発推進員を配し、様々な人権課題をテーマに研修を行い、人権に関する知識関心を高めた。(目標指標C) (課題)①当該条例の内容や目的について、周知啓発が必要である。また、条例に基づき、尼崎市人権文化いきづまづくり審議会を設置するが、委員の構成については、多様な人権課題に関して審議が可能となるよう留意する必要がある。人権文化いきづまづくり計画の策定にあたっては、当該審議会での意見聴取を行い、平成30年度に実施した人権に関する市民意識調査の調査結果を踏まえるとともに、多様化する様々な人権問題にも対応する必要がある。 ②地域総合センターについては、指定管理の2期目にあたり、さらに効果的な事業展開を図る必要がある。</p> <p>【性の多様性に配慮した人権の尊重】 (目的)互いの人権を尊重し、ともに生きるまちを目指し、性の多様性を認識し性的マイノリティへの理解を深める施策を推進する。 (成果)④「公文書における性別記載欄の見直しについて(指針)」に基づき、削除が可能な帳票の見直しは令和元年度で全て完了した。また、性的マイノリティで悩んでいる若年層に対しては、ユース交流センターにおいてLGBTを含めた多様な悩みに対応できるよう、指定管理者においてユース交流センターの職員に対し子どもの人権に関する研修や子どもたちとの関わりについての事例検討会などを行った。 ⑤パートナーシップ宣誓制度を令和2年1月6日から導入し、係長級から部長級の全職員対象に「性的マイノリティ人権研修」を実施した。また行政サービス等において、申請者より「パートナーシップ宣誓書受領証」の提示があった場合は、原則、「事実上、婚姻関係と同様の事情にある者」と同様の取扱いとする旨全庁周知を図った。 (課題)④⑤性的マイノリティへの理解を深めるため、性の多様性に配慮した関連施策を継続的に進める必要がある。</p>	—	
<p>行政が取り組んでいくこと ■人権侵害の防止と被害者への支援</p> <p>【外国人問題】 (目的)外国人に対する偏見や差別意識を解消するための取組を進める。 (成果)⑥災害時の外国人への配慮に関する講演会とワークショップを企画した。(新型コロナウイルス感染症の影響により中止) ヘイトスピーチ対策については、人権文化いきづまづくり条例の周知パンフレットにおいて、市民に分かりやすいよう漫画を用いて啓発を行うとともに、ヘイトスピーチ解消法の周知に努めた。公共施設利用におけるヘイトスピーチ対策については、全国的に自治体レベルでの対応が難しいことから、法務省に対しヘイトスピーチの基準や公共施設の利用に関する対応策などについて明示するよう要望を行った。 (課題)⑥ヘイトスピーチの基準や対応策について、国からの明示がない中、公共施設の利用に関して法的見地も踏まえ本市の実状に応じた具体的な取組を検討する必要がある。</p> <p>【インターネットにおける人権侵害】 (目的)インターネットにおける人権侵害が増加する中、平成22年度からモニタリング事業を実施しインターネット上の差別書込みを監視するとともに、モニタリング事業を活用した職員研修を行う。 (成果)⑦本市における差別書込みについて、プロバイダーへ直接削除要請を行い137件中85件を削除(令和元年度実績)することができた。当該事業は、削除件数も含め本市の取組が特出しているが、自治体間の連携による抑止効果をさらに高めるため、約80団体(各市の人権担当所管課や人権関係団体)で構成するメーリングリストにより積極的な情報交換を行った。</p>	—	

6 評価結果

令和2年度の取組	主要事業の提案につながる項目
<p>【人権啓発事業】 ①条例の周知については、パンフレットを活用し、学校での周知や人権研修等様々な場を活用して広く周知していく。 審議会の委員構成については、これまでの懇話会委員を軸に多様な人権問題に関して知見が得られることや、他の施策連携を意識した構成とする。 ①計画の策定にあたっては、審議会の意見聴取を行いながら、市民意識調査の結果や人権に関する法律の施行等も踏まえつつ、他の分野別計画との連携も視野に入れ、条例の基本理念を具体化し尼崎市全体で共有し得る計画を策定する。 ①新型コロナウイルス感染症については、感染予防に関する正しい知識の周知を行うとともに、病気に関連し、感染者やその家族、医療従事者などに対する不当な差別、偏見、いじめ、SNS等での誹謗中傷や根拠のない差別的な書き込み事象が発生していることから、人権啓発ポスターの作成や市報、市ホームページ、FMあまがさきなどの広報媒体を活用した周知・啓発を行う。 ②地域総合センターについては、様々な関係機関や団体との連携を行い、さらに隣保館機能を発揮することができるよう、市と指定管理者で積極的に情報共有や意見交換を実施する。 ②新型コロナウイルス感染症の関連の取組としては、悩みやストレスを抱えている方の相談を受けるほか、地域総合センターを利用する高齢者への安否等の確認や要保護児童等へのこども食堂を通じた配食等を行う。 ②地域総合センター上ノ島の本館解体及び新築工事を実施するが、工事期間中は指定管理者と協力し、事業実施や利用者への対応が円滑に進むよう注力する。さらに、地域総合センター今北の機能統合について、地元との協議を継続する。</p> <p>【性の多様性に配慮した人権の尊重】 ④⑤性的マイノリティの孤立を防ぎ、当事者の悩みの軽減や気づきを促すための専用相談窓口の設置と居場所づくり事業の実施、また職員が性的マイノリティへの学びを深めるためのサポートブック作成に取り組む。</p> <p>【外国人問題】 ⑥公共施設利用におけるヘイトスピーチ対策については、ヘイトスピーチによる被害が起こらないよう予防と啓発を促進するための取組を検討する。</p>	<p>・人権啓発・教育については、新型コロナウイルス感染症の影響や災害時における避難所運営など、具体の事例に即した学習についても重視していく。</p> <p>・「人権文化いきづまづくり条例」の制定に基づき、学識経験者などにより構成される審議会を立ち上げた。人権文化いきづまづくり計画についても、その審議会で十分な議論を経て策定していく。</p>